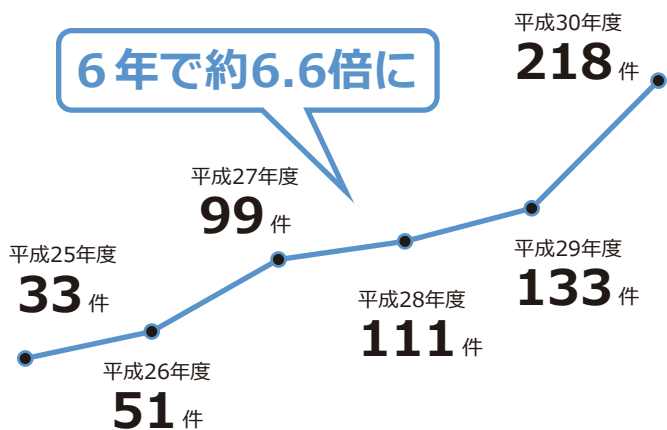


危険な空き家 改善への取り組み

危険な空き家の相談は年々増加し続け、平成30年度には218件の相談がありました。市民の皆さんの生活環境へ悪影響を及ぼさないよう、引き続き「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、危険な空き家の改善に粘り強く取り組みます。

激増する相談受け付け件数



対応の流れ

1. 相談



- ・壊れそうな空き家があって心配
- ・通学路沿いの空き家の塀が倒れそう
- ・所有者がご近所なので自分からは言いづらい

2. 現地・所有者調査



- ・瓦や外壁の落下の恐れは？
- ・倒壊の危険性は？
- ・周囲への悪影響は？
- ・土地・建物の登記情報は？
- ・所有者・相続人は誰？
- ・固定資産税情報の所有者は誰？

道路に倒壊する恐れがあるなど危険度の高い空き家は「特定空家等」に認定

3. 所有者への要求



文書や訪問で改善を求めます。改善されるまで粘り強く対応し続けます。

4. 改善



所有者が解体または危険箇所を補修